

第三者からの情報取得事件申立に必要な添付書類・費用等一覧表

津地方裁判所執行係

令和2年4月1日

<p>手数料</p>	<p>1個の申立てにつき1000円（収入印紙） 複数の債務名義に基づく申立ての場合も債務者が1名であれば1個の申立て 債権者が複数人の場合は、数個の申立て</p>			
<p>郵便切手</p>	<p>【本庁，四日市支部，伊賀支部】 必要なし 【伊勢支部，熊野支部】 529円分 × 第三者の数</p>			
<p>予納金</p>	<p>申立て</p>	<p>第三者の数</p>	<p>予納金額（※1）</p>	
<p>【預貯金等の情報取得】</p>	<p>1名</p>	<p>5000円</p>	<p>5000円</p>	
	<p>2名以上</p>	<p>5000円 + (第三者の数 - 1) × 4000円</p>	<p>5000円 + (第三者の数 - 1) × 4000円</p>	
<p>【給与債権の情報取得】</p>	<p>1名</p>	<p>6000円</p>	<p>6000円</p>	
	<p>2名以上</p>	<p>6000円 + (第三者の数 - 1) × 2000円</p>	<p>6000円 + (第三者の数 - 1) × 2000円</p>	
<td colspan="4"> <p>※1 手続中に不足が生じた場合などは、追加納付していただくことになります。</p> </td>	<p>※1 手続中に不足が生じた場合などは、追加納付していただくことになります。</p>			
<p>必要書類等</p>	<p>【預貯金等の情報取得，給与債権の情報取得に共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申立書（※2） ○ 執行力ある債務名義正本・同送達証明書 ○ 確定証明書（債務名義が家事審判書の場合） ○ 民事執行法197条1項1号の証明資料（※3），もしくは，同法197条1項2号の疎明資料（※4） ○ 法人の資格証明書（代表者事項証明書等，発行後1か月以内のもの。申立人・債務者・第三者が法人（市町村及び特別区を除く）の場合） ○ 戸籍謄本，住民票等（債務名義記載の申立人・債務者の住所や氏名に変更がある場合，もしくは，債務者の特定に資する事項（生年月日や旧住所等）を疎明する場合） ○ 債務名義還付申請書 ○ 直送用の特定封筒（レターパックライト等の郵便料金受取人負担となる封筒（申立人のあて名を記載したもの））を第三者の数 ○ 当事者目録，請求債権目録の写し <p>【給与債権の情報取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> △ 申立ての日前3年以内に財産開示期日が実施されたことを証する書面 △ 生命もしくは身体の侵害による損害賠償請求権を証する書面（同請求権による申立てで，和解調書等で請求の表示が明らかでない場合） <p>※2 申立ては債務者ごとに行ってください。また，対象となる財産の種類ごと（「給与債権」，「預貯金債権」，「振替社債」の別）に申立てをしてください。</p> <p>※3 配当表写し，弁済金交付計算書写し，配当期日呼出状写し，競売開始決定正本写し，債権差押命令正本写し等</p> <p>※4 財産調査結果報告書，不動産登記事項証明書等</p>			